

苦情処理規定

1. 当社が受ける苦情の処理について、その責任体制を明確にするとともに、適切な苦情処理を図ることとする。
2. 苦情処理に当たっては、事実に基づき、誠意をもって迅速、かつ適正な処理に当たるものとする。
3. 苦情処理統括責任者 江島 光代
苦情処理委員 武藤 実花
4. 苦情は原則としてその案件の紹介を担当したものが窓口となって受け付けるとともに、責任をもってその処理に当たるものとする。そのものが対応出来ない場合は苦情処理統括責任者が指名する者が対応するものとする。
5. 苦情処理に携わる者は、苦情処理に関して求職者等の個人情報を知ったときは、別途定める「求職者個人情報保護及び管理規定」に則り適正に管理するものとする。

返戻金制度について

☆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 入社後1カ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
2. 入社後1カ月超3カ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

有限会社 佐賀情報ビジネス

有料職業紹介事業許可番号 4 1 - ユー300043